

○文書例式の制定について（例規通達）

平成11年3月18日

例規（警）第12号

改正 平成13年6月6日例規（広）第63号

平成17年6月3日例規（警）第30号

平成23年1月19日例規（広・警）第1号

平成26年5月15日例規（広）第18号

平成27年3月5日例規（警）第10号

令和2年3月30日例規（広）第18号

令和3年9月3日例規（警）第19号

別添のとおり文書例式を定め、平成11年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添 文書例式

第1 趣旨

この文書例式は、山形県警察公文書の取扱いに関する訓令（令和2年3月本部訓令第5号）第9条第2項の規定により、形式、用字、用語その他文書の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 公安委員会規則

1 制定の場合

(1) 基本形式

×〇〇……………〇〇規則をここに公布する。  
 ××〇〇年〇月〇日

山形県公安委員会  
 委員長 氏 名××

山形県公安委員会規則第〇号  
 ×××〇〇……………×××  
 ×××〇〇規則

目次  
 ×第1章 〇〇〇  
 ××第1節 〇〇〇  
 ×××第1款 〇〇〇  
 × (〇〇〇〇)

第1条 〇〇……………〇〇。  
 ×〇〇。  
 2 〇〇……………〇〇。  
 ×(1) 〇〇〇  
 ×(2) 〇〇〇  
 × (〇〇〇〇)

第2条 〇〇……………〇〇。  
 ×(1) 〇〇……………〇〇。  
 ××〇〇。  
 ×(2) 〇〇……………〇〇。  
 ××イ 〇〇……………〇〇。  
 ××ロ 〇〇……………〇〇。  
 ××(イ) 〇〇〇〇  
 ××(ロ) 〇〇〇〇  
 × (〇〇〇〇)

第3条 〇〇……………〇〇。  
 ×


(略)

×××附 則  
 (〇〇〇)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 (〇〇〇)

2 〇〇……………〇〇。  
 (〇〇〇)

3 〇〇……………〇〇。

別表 (第〇条関係)  
 ×

--

別記様式第1号 (第〇条、第〇条関係)  
 ×


別記様式第2号 (第〇条関係)  
 ×

--

備考

- 1 ×は、1字あけることを示す。以下同じ。
- 2 施行については、「公布の日から」、「〇〇年〇月〇日から」等とする。
- 3 公布しない場合は、「ここに公布する」を「次のように制定する」とし、「公布の日から」等を「制定の日から」等とする。

(2) 主な規定の形式

ア 目的規定

例1 この規則は、……することにより、……することを目的とする。  
 例2 この規則は、……することにより、……を図り、もって……することを目的とする。

イ 趣旨規定

例 この規則は、……に関し必要な事項を定めるものとする。

## ウ 定義規定

例1 この規則において「A」とは、……をいう。

例2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) A ○○……

(2) B ○○……

(3) C ○○……

例3 B (……をいう。以下同じ。)

例4 C (……を除く。以下同じ。)

## エ 略称規定

例1 …… (以下「A」という。)

例2 …… (以下この条及び第○条において「B」という。)

## 2 全部改正の場合

×○○規則をここに公布する。

××○○年○月○日

山形県公安委員会

委員長 氏 名××

山形県公安委員会規則第○号

×××○○規則

×○○○規則 (○○年○月県公安委員会規則第○号) の全部を改正する。

× (○○○○)

第1条 ○○……………○○。

(略)

×××附 則

×この規則は、○○年○月○日から施行する。

## 3 一部改正の場合

### (1) 基本形式

#### ア 一つの規則を一部改正する場合

×○○規則の一部を改正する規則をここに公布する。

××○○年○月○日

山形県公安委員会

委員長 氏 名××

山形県公安委員会規則第○号

×××○○規則の一部を改正する規則

×○○規則 (○○年○月県公安委員会規則第○号) の一部を次のように改正する。

×第○条中「○○」を「○○」に改める。

(略)

×××附 則

×この規則は、公布の日から施行する。

#### イ 二つ以上の規則を一部改正する場合

×○○規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
 ××○○年○月○日

山形県公安委員会  
 委員長 氏 名××

山形県公安委員会規則第○号  
 ×××○○規則等の一部を改正する規則  
 ×（○○規則の一部改正）

第1条 ○○規則（○○年○月県公安委員会規則第○号）の一部を次のように  
 ×改正する。  
 ××第○条中「○○」を「○○」に改める。  
 ×（○○○規則の一部改正）

第2条 ○○○規則（○○年○月県公安委員会規則第○号）の一部を次のよう  
 ×に改正する。  
 ××第○条中「○○」を「○○」に改める。  
 （略）

×××附 則  
 ×この規則は、公布の日から施行する。

## (2) 改正方式

### ア 字句の改正

例1 ×第1条中「A」を「B」に改める。  
 例2 ×第8条第2項第3号中「A」を「A、B」に改める。  
 例3 ×第3条第1項中「、C」を削る。  
 例4 ×第2条第1項中「A」を「B」に改め、同条第2項第1号中「C」を  
 「D」に改め、同項第2号中「E」を「F」に改める。

### イ 条の改正

例1 ×第4条及び第5条を次のように改める。  
 第4条 ○○……………○○。  
 第5条 ○○……………○○。

例2 ×第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2  
 条の次に次の1条を加える。  
 第3条 ○○……………○○。

例3 ×第3条を削る。  
 ×第4条中「A」を「B」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条と  
 し、第6条を第5条とする。

### ウ 項の改正

例1 ×第7条第2項を次のように改める。  
 2 ○○……………○○。

例2 ×第6条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同  
 条第6項中「A」を「B」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項か  
 ら第10項までを1項ずつ繰り上げる。

例3 ×第8条第4項を削り、同条第5項中「A」を「B」に改め、同項を同条  
 第4項とし、同項の次に次の1項を加える。  
 5 ○○……………○○。

### エ 号の改正

例1 ×第5条第1号を次のように改める。  
 ×(1) ○○○○

例2 ×第4条第2項第1号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハと  
 し、イの次に次のように加える。  
 ××ロ ○○○○

### オ 別表及び別記様式の改正

例1 ×別表第2中 「A」を「B」に改める。

例2 ×別表第4○○○○の項の表中 「A a」を  

A	a
B	b

に改める。

例3 別表第1○の項中 

a
b

 を 「a」に改める。

例4 別記様式第6号中「○○」を「○○△△」に改める。

例5 別記様式備考第2項中「A」を「B」に改める。

#### 4 廃止の場合

×○○規則を廃止する規則をここに公布する。  
××○○年○月○日

山形県公安委員会  
委員長 氏 名××

山形県公安委員会規則第○号  
×××○○規則を廃止する規則  
×○○規則（○○年○月県公安委員会規則第○号）は、廃止する。  
×××附 則  
×この規則は、○○年○月○日から施行する。

### 第3 公安委員会規程

#### 1 制定の場合

×○○規程を次のように制定する。  
××○○年○月○日

山形県公安委員会  
委員長 氏 名××

山形県公安委員会規程第○号  
×××○○規程  
×（○○○○）

第1条 ○○……………○○。

×○○。

2 ○○……………○○。

×(1) ○○○

×(2) ○○○

（略）

×××附 則

1 この規程は、○○年○月○日から施行する。

2 ○○……………○○。

#### 備考

- 1 施行については、「○○年○月○日から」、「制定の日から」等とする。
- 2 主な規定の形式については、第2の規定の例による。
- 2 全部改正、一部改正及び廃止の場合  
第2及び前項の規定の例による。

### 第4 告示

#### 1 規程形式をとる場合

(1) 制定の場合

山形県公安委員会告示第〇号 ×〇〇〇〇を次のように定める。 ××〇〇年〇月〇日	山形県公安委員会 委員長 氏 名××
×××〇〇〇〇 × (〇〇〇〇) 第〇条 〇〇…………… ×〇〇。 (略) ×××附 則 ×この〇〇は、〇〇……………〇〇。	

備考

- 1 警察本部長及び警察署長による告示も、この例による。
- 2 掲示板に掲示する場合は、公印を押印する。
- 3 主な規定の形式については、第2の規定の例による。

(2) 全部改正、一部改正及び廃止の場合

第2及び前号の規定の例による。

2 規程形式をとらない場合

山形県公安委員会告示第〇号 ×〇〇法 (〇〇年法律第〇号) 第〇条の規定により、〇〇を次のとおり〇〇した。 ××〇〇年〇月〇日	山形県公安委員会 委員長 氏 名××
1 〇〇…… (略)	

備考

- 1 警察本部長及び警察署長による告示も、この例による。
- 2 掲示板に掲示する場合は、公印を押印する。
- 3 作成にあたっては、定型化に努める。

第5 公告

×〇〇法 (〇〇年法律第〇号) 第〇条の規定により、〇〇を次のとおり実施する。 ××〇〇年〇月〇日	山形県公安委員会 委員長 氏 名××
1 〇〇…… (略)	

備考

- 1 警察本部長及び警察署長による公告も、この例による。
- 2 掲示板に掲示する場合は、公印を押印する。

3 作成にあたっては、定型化に努める。

## 第6 指令

山形県公安委員会指令第〇〇号	(住所・氏名など)
×〇〇年〇月〇日付け(〇第〇号)で申請のあった〇〇〇については、(〇〇法(〇〇年法律第〇号)第〇条第〇項の規定により、)許可(認可、承認)する。	
××〇〇年〇月〇日	山形県公安委員会 委員長 氏 名××

### 備考

- 1 警察本部長及び警察署長による指令も、この例による。
- 2 作成にあたっては、定型化に努める。

## 第7 達

山形県公安委員会達第〇〇号	(住所・氏名など)
×〇〇年〇月〇日付け指令〇〇第〇〇〇号で許可(認可、承認)した〇〇〇〇について、〇〇法(〇〇年法律第〇号)第〇条第〇項の規定により、取り消す。 (なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇〇〇に対して、審査請求(異議申立て)をすることができる。)	
××〇〇年〇月〇日	山形県公安委員会 委員長 氏 名××

### 備考

- 1 警察本部長及び警察署長による達も、この例による。
- 2 作成にあたっては、定型化に努める。

## 第8 訓令

### 1 制定の場合

山形県警察本部訓令第〇号	警 察 本 部××
	警 察 学 校××
	警 察 署××
×〇〇〇〇訓令を次のように定める。	
××〇〇年〇月〇日	山形県警察本部長 氏 名××
×××〇〇〇〇訓令	
×(〇〇〇〇)	
第1条 〇〇……………〇〇。	
2 〇〇……………〇〇。	
(略)	
×××附 則	
×この訓令は、〇〇年〇月〇日から施行する。	

備考 主な規定の形式については、第2の規定の例による。

### 2 全部改正の場合

山形県警察本部訓令第〇号	警察本部××
	警察学校××
	警察署××
×〇〇〇〇訓令を次のように定める。	
××〇〇年〇月〇日	
	山形県警察本部長 氏 名××
×××〇〇〇〇訓令	
×〇〇訓令（〇〇年〇月本部訓令第〇号）の全部を改正する。	
×（〇〇〇）	
第1条 〇〇……………〇〇。	
2 〇〇……………〇〇。	
（略）	
×××附 則	
×この訓令は、〇〇年〇月〇日から施行する。	

### 3 一部改正の場合

#### (1) 一つの訓令を一部改正する場合

山形県警察本部訓令第〇号	警察本部××
	警察学校××
	警察署××
×〇〇〇〇訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。	
××〇〇年〇月〇日	
	山形県警察本部長 氏 名××
×××〇〇〇〇訓令の一部を改正する訓令	
×〇〇〇〇訓令（〇〇年〇月本部訓令第〇号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。	
×××附 則	
×この訓令は、〇〇年〇月〇日から施行する。	

  

別添	
〇〇〇〇訓令の一部改正新旧対照表	
現 行	改正後
×（〇〇〇）	×（〇〇〇）
第1条 〇〇…………… <u>〇〇</u> ……………〇〇。	第1条 〇〇…………… <u>〇〇</u> ……………〇〇。
（略）	（略）

備考 改正部分には、下線を付す。

#### (2) 二つ以上の訓令を一部改正する場合

山形県警察本部訓令第〇号

警 察 本 部××  
警 察 学 校××  
警 察 署××

×〇〇〇訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
××〇〇年〇月〇日

山形県警察本部長 氏 名××

×××〇〇〇訓令等の一部を改正する訓令  
× (〇〇〇訓令の一部改正)  
第1条 〇〇〇訓令 (〇〇年〇月本部訓令第〇号) の一部を別添1の新旧対照  
×表のとおり改正する。  
× (〇〇〇〇訓令の一部改正)  
第2条 〇〇〇〇訓令 (〇〇年〇月本部訓令第〇号) の一部を別添2の新旧対  
×照表のとおり改正する。  
(略)  
×××附 則  
×この訓令は、〇〇年〇月〇日から施行する。

別添1

〇〇〇訓令の一部改正新旧対照表

現 行	改正後
×(〇〇〇) 第1条 〇〇… <u>〇〇</u> …〇〇。	×(〇〇〇) 第1条 〇〇… <u>〇〇</u> …〇〇。
(略)	(略)

別添2

〇〇〇〇訓令の一部改正新旧対照表

現 行	改正後
×(〇〇〇〇) 第1条 〇〇〇… <u>〇〇</u> …〇〇〇。	×(〇〇〇〇) 第1条 〇〇〇… <u>〇〇</u> …〇〇〇。
(略)	(略)

(略)

備考 改正部分には、下線を付す。

#### 4 廃止の場合

山形県警察本部訓令第〇号

警 察 本 部××  
警 察 学 校××  
警 察 署××

×〇〇〇〇訓令を廃止する訓令を次のように定める。  
××〇〇年〇月〇日

山形県警察本部長 氏 名××

×××〇〇〇〇訓令を廃止する訓令  
×〇〇〇〇訓令 (〇〇年〇月本部訓令第〇号) は、廃止する。  
×××附 則  
×この訓令は、〇〇年〇月〇日から施行する。

### 第9 例規通達

#### 1 制定の場合

##### (1) 別添形式である場合

イ・２・０（有効・保存期間：〇〇年〇月末）

例規（〇）第〇号××  
〇〇年〇月〇日××

（１行あける。）

× 各 所 属 長 殿

（１行あける。）

山形県警察本部長××

（１行あける。）

×××〇〇〇要綱の制定について（例規通達）  
 ×〇〇……………、〇〇要綱を別添のとおり定め、〇〇年〇月〇日か  
 ら実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、……………  
 …〇〇。  
 ×なお、〇〇〇要綱（〇〇年〇月〇日付け例規（〇）第〇号）は、〇〇年〇月  
 〇日限り、廃止する。

記

1 趣旨  
 ××〇〇……

2 主な内容  
 ×(1) 〇〇……  
 ×(2) 〇〇……

3 留意事項  
 ×(1) 〇〇……  
 ×(2) 〇〇……

（担当）〇〇係 職名 連絡先

備考

- 1 この例は、廃止を伴う制定の例である。
- 2 「〇〇年〇月末」は、「〇〇年〇月〇日」と表示することができる。以下同じ。
- 3 有効期間と受信者における保存期間が異なる場合は、次のように表示する。以下同じ。

イ・２・０（有効期間：〇〇年〇月末）

（保存期間：〇〇年〇月末）

別添

×××〇〇要綱

第1 〇〇〇〇

××〇〇……………

×〇〇……………〇〇。

×1 〇〇……………

××〇〇……………〇〇。

×2 〇〇……………〇〇。

(1) 〇〇……………〇〇。

(2) 〇〇……………

〇〇……………〇〇。

（略）

備考 主な規定の形式については、第2の規定の例による。

- (2) 別添形式でない場合

イ・２・０（有効・保存期間：〇〇年〇月末）

例規（〇）第〇号××  
〇〇年〇月〇日××

（１行あける。）

×各所属長 殿

（１行あける。）

山形県警察本部長××

（１行あける。）

×××〇〇……………×××

×××〇〇について（例規通達）

×〇〇……………、〇〇を下記のとおり定め、〇〇年〇月〇日から実施することとしたので、……………〇〇。

×なお、「〇〇について」（〇〇年〇月〇日付け例規（〇）第〇号）は、〇〇年〇月〇日限り、廃止する。

記

１ 〇〇  
××〇〇……

２ 〇〇  
×(1) 〇〇……  
×(2) 〇〇……

（担当）〇〇係 職名 連絡先

2 全部改正の場合

全部改正は原則として行わず、前項の例のように制定及び廃止による。

3 一部改正の場合

(1) 別添形式である場合

イ・２・０（有効・保存期間：〇〇年〇月末）

例規（〇）第〇号××  
〇〇年〇月〇日××

（１行あける。）

×各所属長 殿

（１行あける。）

山形県警察本部長××

（１行あける。）

×××〇〇要綱の一部改正について（例規通達）

×〇〇……………、〇〇要綱を一部改正し、〇〇年〇月〇日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、……………〇〇。

記

１ 趣旨  
××〇〇……

２ 内容  
××〇〇要綱（〇〇年〇月〇日付け例規（〇）第〇号）の一部を別添の新旧対  
×照表のとおり改正する。

３ 留意事項  
×(1) 〇〇……  
×(2) 〇〇……

（担当）〇〇係 職名 連絡先

別添 〇〇要綱の一部改正新旧対照表	
現 行	改正後
第1 〇〇〇〇 ××〇〇…………… <u>〇〇</u> ……………〇〇。 (略)	第1 〇〇〇〇 ××〇〇…………… <u>〇〇</u> ……………〇〇。 (略)

備考 改正部分には、下線を付す。

(2) 別添形式でない場合

イ・２・０（有効・保存期間：〇〇年〇月末）		例規（〇）第〇号×× 〇〇年〇月〇日××
（１行あける。）		
×各所属長 殿	（１行あける。）	山形県警察本部長××
（１行あける。）		
×××「〇〇〇について」の一部改正について（例規通達） ×〇〇……………、「〇〇〇について」を一部改正し、〇〇年〇月〇日 から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、…… ……………〇〇。		
記		
１ 趣旨 ××〇〇……		
２ 内容 ××「〇〇〇について」（〇〇年〇月〇日付け例規（〇）第〇号）の一部を別 ×添の新旧対照表のとおり改正する。		
３ 留意事項 ××〇〇……		
（担当）〇〇係 職名 連絡先		

  

別添 「〇〇〇について」の一部改正新旧対照表	
現 行	改正後
１ 〇〇〇〇 ××〇〇……………〇〇……………〇〇。 （略）	１ 〇〇〇〇 ××〇〇…………… <u>〇〇</u> ……………〇〇。 （略）

備考 改正部分には、下線を付す。

４ 廃止の場合

(1) 別添形式である場合

イ・２・０（有効・保存期間：〇〇年〇月末）		例規（〇）第〇号×× 〇〇年〇月〇日××
（１行あける。）		
×各所属長 殿	（１行あける。）	山形県警察本部長××
（１行あける。）		
×××〇〇要綱の廃止について（例規通達） ×〇〇……………、〇〇要綱（〇〇年〇月〇日付け例規（〇）第〇号） は、〇〇年〇月〇日限り、廃止する。		
（担当）〇〇係 職名 連絡先		

(2) 別添形式でない場合

イ・2・0 (有効・保存期間:〇〇年〇月末)	
	例規 (〇) 第〇号×× 〇〇年〇月〇日××
(1行あける。)	
× 各 所 属 長 殿	
(1行あける。)	
(1行あける。)	山形県警察本部長××
×××「〇〇〇について」の廃止について (例規通達) ×〇〇……………、「〇〇〇〇について」(〇〇年〇月〇日付け例規 (〇) 第〇号) は、〇〇年〇月〇日限り、廃止する。	
	(担当) 〇〇係 職名 連絡先

5 警察署長による例規通達

警察署長による例規通達は、前4項の規定の例による。

第10 一般通達

1 制定の場合

イ・2・2 (有効・保存期間:〇〇年〇月末)	
	一般 (〇) 第〇号×× 〇〇年〇月〇日××
(1行あける。)	
× 各 所 属 長 殿	
(1行あける。)	
(1行あける。)	山形県警察本部長××
×××〇〇〇について (通達) ×〇〇……………下記のとおりであるので、……………〇〇。 ×なお、「〇〇〇について」(〇〇年〇月〇日付け一般(〇)第〇号)は、〇〇年 〇月〇日限り、無効とする。	
	記
1 〇〇 〇〇……………	
2 〇〇 (1) 〇〇…………… (2) 〇〇……………	
	(担当) 〇〇係 職名 連絡先

備考 この例は、既存の一般通達の無効を伴う制定の例である。

2 全部改正の場合

新たな一般通達を発出することにより、既存の一般通達を無効とする方式をとり、一般通達の全部改正は行わない。

3 一部改正の場合

前項の規定と同様の方式をとることにより、一般通達の一部改正は原則として行わない。

4 廃止の場合

廃止の手続は行わない。

5 警察本部長以外の発信者による一般通達

警察本部長以外の発信者による一般通達は、前4項の規定の例による。

## 第11 往復文

イ・1・2 (〇〇年〇月末)	〇第〇〇号××
	〇〇年〇月〇日××
(1行あける。)	
×〇〇〇〇〇 殿	
(1行あける。)	
	発 信 者××
(1行あける。)	
×××〇〇〇について(通知)	
×〇〇.....下記のとおり.....	
.....〇〇。	
	記
〇〇.....	
.....〇〇。	
	(担当) 〇〇係 職名 連絡先

### 備考

- 1 号外の場合は、「〇第〇号」を「〇号外」とする。
- 2 標題の末尾に通知、通報、連絡、報告、上申、内申、復申、申報、照会、依頼、回答、申請、届け、協議、進達、副申、送付、手配等の区分を括弧を付して表示する。
- 3 他機関や個人に対するもの等は、公文書分類記号及び受信者における保存期間の表示を省略する。

## 第12 用字

### 1 漢字

文書で使用する漢字は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）による。ただし、固有名詞、専門用語、特殊用語等を書き表す場合は、常用漢字表にある漢字以外の漢字を用いることができる。

### 2 仮名

- (1) 文書で使用する仮名は、平仮名とする。ただし、外国の地名及び人名、外来語、計量の単位等にあつては、片仮名を用いる。
- (2) 仮名遣い等は、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）による。
- (3) よう音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記は、小書きにする。（これらは、従来大書きにしていたが、平成元年1月から小書きにすることとされた。ただし、従来大書きにしていた法令の一部を改正する場合において、その施行時に当該法令の一部として溶け込む部分等については、従来どおり大書きにすることとされた。）

### 3 数字

- (1) 左横書きの文書には、アラビア数字を用いる。ただし、固有名詞、概数を表す名詞、数量的な感じの薄い語等には、漢数字を用いる。
- (2) 数字の桁は、3位ごとに区切り、「,」（コンマ）を区切り符号として用いる。
- (3) 時刻に12時間制をとる場合は、「午前」、「午後」を付けて表し、12時は零時とし、特に午後零時を正午とする。
- (4) 2桁以上の数字は、半角で表示する。

#### 4 見出し符号

- (1) 見出し符号（条文形式によるものを除く。）は、項目を細別するとき次のように用いる。ただし、項目が少ないときは「第1」を省略し、「1」から用いることができる。

第1 ○○○……  
 ×1 ○○○……  
 ××(1) ○○○……  
 ×××ア ○○○……  
 ×××イ ○○○……  
 ×××ウ ○○○……  
 ××××(ア) ○○○……  
 ×××××a ○○○……  
 ×××××(a) ○○○……

- (2) 条文形式における条、項及び号は、次のように用いる。

第1条 ○○○……  
 ×(1) ○○○……  
 ×(2) ○○○……  
 2 ○○○……  
 ×(1) ○○○……  
 ××イ ○○○……  
 ××ロ ○○○……  
 ××ハ ○○○……  
 ×××(イ) ○○○……  
 ××××a ○○○……  
 ×××××(a) ○○○……

## 5 区切り符号

### (1) 句点（まる）

句点（まる）「。」は、次のように用いる。

- ア 一つの文を完全に言い切ったところに用いる。
- イ 括弧の中でも、文の言い切りには必ず用いる。
- ウ 「…すること」、「…するとき」等で列記される各号の終わりに用いる。
- エ 文が名詞形で終わるときには用いない。ただし、さらに文が続く場合には用いる。
- オ 事物の名称を列記する場合、題目、標語その他簡単な語句を掲げる場合及び言い切った文を括弧を用いないで「が」、「と」、「を」等で受ける場合は、用いない。
- カ 辞令、賞状等には用いない。

### (2) 読点（てん）

読点（てん）「、」は、次のように用いる。

- ア 一つの文の中で、言葉の切れや続きを明らかにする必要があるところに用いる。ただし、多く用いすぎてかえって全体の関係が不明確になることもあるので注意しなければならない。
- イ 文の主語に続く「は」、「も」等の後に用いる。ただし、主語・述語の関係にある簡単な語句が、条件の句の中又は文の末にあるときは、用いなくても差し支えない。
- ウ 対等に並列する同種類の語句の間に用いる。
- エ 体言又は体言を中心とする語句を並列するとき用いる。
- オ 文の初めに置く接続詞及び副詞のあとに用いる。
- カ 限定、条件等を表す語句の後や挿入句の前後に用いる。
- キ 並列する語が簡単なきは、用いないことがある。
- ク 接続詞「及び」、「又は」等又は助詞「と」、「や」、「か」等を用いて事物の簡単な名称を並列するとき、用いない。
- ケ 限定、条件等の語句等が、簡単で比較的直接に後の語句に続く場合は、用いない。

### (3) なかてん

なかてん「・」は、次のように用いる。

- ア 規則等の目次において章等に含まれる条の範囲を示す場合で、その含まれる条が2条のときに用いる。
- イ 外来語、外国の人名、地名等を表す場合に用いる。

ウ 2個以上の名詞が密接不可分で「、」で結ぶのが適当でない場合に用いる。

#### (4) 括弧

ア 丸括弧「( )」は、次のように用いる。

(ア) 条文に見出しを付ける場合に用いる。

(イ) 字句を定義し、又は略称する場合に用いる。

(ウ) 字句の意味を限定したり、拡大したりする場合に用いる。

イ かぎ括弧「[ ]」は、次のように用いる。

(ア) 用語を略称する際に、その用語を示す場合に用いる。

(イ) 法令中の字句を改正する場合に用いる。

(ウ) 準用条文において読み替える部分を示す場合に用いる。

#### 6 繰り返し符号

繰り返し符号には、「々」、「〃」、「ゞ」、「ゝ」等があるが、「々」以外は原則として用いない。

### 第13 用語

用語には、法令の中で特に厳密な使い方のなされているものがあるため、その用法に注意しなければならない。その主なものは、次のとおりである。

#### 1 「及び」と「並びに」

相並ぶ語句を併合的に接続する場合に、次のように用いる。

(1) 併合的に並列される語句が2個の場合は、「及び」で結び、同じ段階で並列される語句が3個以上の場合は、途中の語句は読点でつなぎ、最後の語句のみを「及び」で結ぶ。

(2) 併合的に並列される語句に大小のグループがある場合には、1番小さな連結のみに「及び」を用い、それ以外の連結には「並びに」を用いる。

(3) 接続する語句が動詞等である場合には、「、及び」「、並びに」というように、「及び」「並びに」の前に読点を付けて結ぶ。ただし、文脈の関係から特別に読点を付けない場合もある。

(4) 最後の語句に「等」「その他(の)」を付ける場合には、通常、すべての語句を読点で結び、「及び」「並びに」は用いない。ただし、「及び」等を用いてまとめる必要のある語句がある場合は、この限りでない。

#### 2 「又は」と「若しくは」

相並ぶ語句を選択的に接続する場合に、次のように用いる。

- (1) 選択的に並列される語句が2個の場合は、「又は」で結び、同じ段階で並列される語句が3個以上の場合は、途中の語句は読点でつなぎ、最後の語句のみを「又は」で結ぶ。
- (2) 選択的に並列される語句に大小のグループがある場合には、1番大きな連結のみに「又は」を用い、それ以外の連結には「若しくは」を用いる。
- (3) 接続する語句が動詞等である場合には、「、又は」「、若しくは」というように、「又は」「若しくは」の上に読点を付けて結ぶ。ただし、文脈の関係から読点を付けない場合もある。
- (4) 最後の語句に「等」「その他(の)」を付ける場合には、通常、すべての語句を読点で結び、「又は」「若しくは」は用いない。ただし、「及び」等を用いてまとめる必要のある語句がある場合は、この限りでない。

### 3 「かつ」

「及び」「並びに」と同様に併合的接続詞で、接続する語句が互いに密接不可分の関係にあり、二つの語句が一体となって意味が完全に表される場合に用いる。

### 4 「以上」と「超える」、「以下」と「未滿」、「以前」と「前」、「以後」と「後」

これらは、数量的又は時間的比較をする場合に用い、「以」の付いた語はどれも起算点又は基準点となる時間又は数量を含むのに対し、他はこれを含まない。

### 5 「時」と「とき」

「時」は、特定の時期又は時刻をとらえて表現する場合に、「とき」は、「場合」と同じく仮定的条件を示す場合に用いる。

### 6 「場合」と「とき」

どちらも、仮定的条件を示す場合に用い、使い分けに明確に基準はない。ただし、条件を表すために「場合」と「とき」の両者を重ねて用いる場合には、大きな条件を「場合」で示し、小さな条件を「とき」で示す。

### 7 「直ちに」と「遅滞なく」と「速やかに」

いずれも時間的即時性を表し、「直ちに」は最も時間的即時性が強く、一切の遅延が許されない場合に、「遅滞なく」は「直ちに」と同様に時間的即時性を求めるものの、正当な、又は合理的な理由による遅延に限って許容される場合に、「速やかに」は「直ちに」よりも急迫の程度が低い場合においてできる限り早くという訓示的な意味を表す場合に用いる。

### 8 「ただし」と「この場合において」

「ただし」は、本文の意味の除外若しくは例外的意味での付加的条件又は解釈上の注意規定を、「この場合において」は、本文の趣旨を補足的に説明し、又はこれと密接な関係をもつ内容の事項を続けて規定する場合に用いる。

#### 9 「その他」と「その他の」

「その他」は、その前に特記された事項とその後に表示された語句とが一部対全部の関係でなく、単に並列的な例示関係にある場合に、「その他の」は、その前に特記された事項がその後に表示された語句の一部に包含される関係になっている場合に用いる。

#### 10 「同」

「同」は、一つの文章の中で、最も近い場所に表示された条、項、号、表、様式、法律、政令、条例、規則、年月日等を表示する場合に、同条、同項、同号、同表、同様式、同法、同令、同条例、同規則、同年、同月、同日等と用いる。ただし、「同」を用いるとそれが何を受けるのか疑問が生じる場合や略称規定を置いた場合には、用いない。

#### 11 「適用する」と「準用する」と「例による」

「適用する」は、特定の規定をその規定の本来の目的とするものと本質の異なるものに対してそのまま当てはめて働かせる場合に、「準用する」は、ある事項を規定しようとする場合に、それと本質の異なるもののそれに類似する他の事項に関する規定を借りてきて、適当な修正を加えて当てはめて働かせる場合に、「例による」は、「準用する」とほぼ同様の意味で、「準用する」がそこで準用された個々の規定をとらえてきてそれによるという場合であるのに対し、他の事項に関する制度なり、法体系なりを包括的にとらえてきてそれに当てはめて働かせる場合に用いる。

#### 12 「しなければならない」と「するものとする」と「することができる」

「しなければならない」は、一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に、「するものとする」は、「しなければならない」よりは義務付けの感じが弱く、ある原則なり方針なりを示すという場合に用いる。「することができる」は、一定の行為をすることが可能であることを表し、当該行為をするかしないかの裁量権を与える場合と当該行為をする権利又は能力を付与する場合がある。

#### 13 「とする」

「とする」は、「である」が単なる事実の説明にとどまるのに対し、創設的・拘束的な意味を持たせる場合に用いる。

### 第14 その他

#### 1 法令等の引用

- (1) 法律、政令、国家公安委員会規則等を引用する場合は、題名の後に公布年及び法令番号を次のように括弧書きする。

〇〇法（〇〇年法律第〇〇号）

- (2) 県条例、県公安委員会規則、訓令等を引用する場合は、題名の後に公布年月又は制定年月及び法令番号を次のように括弧書きする。

〇〇条例（〇〇年〇月県条例第〇〇号）

〇〇規則（〇〇年〇月県公安委員会規則第〇〇号）

〇〇訓令（〇〇年〇月本部訓令第〇〇号）

- (3) 前2号の規定によるほか、次のように引用する。

〇〇要綱（〇〇年〇月〇日付け例規（〇）第〇〇号）

「〇〇要綱の制定について」（〇〇年〇月〇日付け例規（〇）第〇〇号）

「〇〇〇について」（〇〇年〇月〇日付け一般（〇）第〇〇号）

「〇〇〇について」（〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号）

- (4) 同一の法令等を2回以上引用する場合は、2回目以降は題名のみをもって足りる。

## 2 見出し符号等の引用

見出し符号等の引用は、次のように行う。

第1条第2項第3号イ（イ）

第3条第1号

第4条の見出し

第5条ただし書

第2第1項第2号

## 3 受信者名

- (1) 受信者名の敬称は、「殿」を用いるほか、必要に応じて「様」を用いる。  
(2) 受信者名には、省略した名称ではなく、正式な名称を用いる。  
(3) 受信者は、施行する文書の内容に関して最もふさわしい者とするよう留意する。

この場合において、発信者名との均衡を失わないよう配慮する。

- (4) 所属長にあてて発する文書の受信者名は、次のとおりとする。

ア すべての所属長に発する場合 各所属長

イ 警察署長だけに発する場合 各警察署長

ウ 警察本部内の所属長だけに発する場合 各部課（校）長

- (5) 前号の規定によるほか、一部の所属長にあてて発する文書にあっては、受信者名

を「関係所属長」とする。ただし、受信者を個々に明示する必要がある場合は、受信者名を連記することができる。

#### 4 発信者名

- (1) 発信者名は、通常は職名のみとし、必要に応じて氏名を記載する。
- (2) 文書の内容が複数の所属の所掌事務に関係するものであって、当該所属を特に示す必要がある場合は、当該所属を担当者の所属として示し、複数の発信者を連記することは、原則として行わない。
- (3) 特別な事情があり、やむを得ず発信者名を連記する場合は、当該文書の起案を担当した発信者を筆頭とし、それ以外の者を建制順に順次記載するとともに、文書記号及び担当者職名等についてはそれぞれの発信者に係るものを、文書番号には筆頭とされた発信者に係るもののみを、次のように用いる。

○・○・○ (○○年○月末)	捜一(情、交指) 第○号××
	○ ○ 年 ○ 月 ○ 日××
×各 所 属 長 殿	刑 事 部 長××
	警 務 部 長××
	交 通 部 長××
×××○○○について(通知)	
×○○.....	
.....○○。	
	(担当) 捜査第一課 ○○係 職名 連絡先
	情報管理課 ○○係 職名 連絡先
	交通指導課 ○○係 職名 連絡先

#### 5 改行

- (1) 文章を書き出し、及び改行する場合は、1字空ける。
- (2) 条、項、号等の中では、改行しない。
- (3) 前号に規定する場合を除き、「なお」、「については」等で文を続ける場合は改行し、「ただし」、「この場合において」等で文を続ける場合は改行しない。

#### 6 公印等の押印

- (1) 発信者名に係る印は、その左辺の中央が、発信者名の最後の文字の中央にかかるように、次のように押す。



- (2) 発信者名に係る印を押印する場合は、必要に応じて発信者名の右を2字以上空ける。

- (3) 契印は、決裁文書に施行文書の上部を重ね、決裁文書の受信者名と施行文書の中央とに印影が等分にかかるように押す。この場合において、一つの決裁文書について施行文書が多数ある場合は、決裁文書に別の紙を添えて契印の押印を行う。